

別府市就学前の子どもに関する教育等協議会設置要綱を次のように定める。

令和2年10月23日

別府市教育委員会

別府市就学前の子どもに関する教育等協議会設置要綱

(目的)

第1条 本市における就学前教育等の課題と今後の方向性について幅広い視点から協議し、就学前教育等の総合的な提供を推進するため、別府市就学前の子どもに関する教育等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、その結果を教育長に報告するものとする。

- (1) 質の高い就学前教育等の充実に関すること
- (2) 別府市立幼稚園等の今後の方向性に関すること
- (3) その他教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員9人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 幼稚園、認定こども園等関係者
- (3) 認可保育所関係者
- (4) 保護者代表
- (5) 公立小学校関係者
- (6) その他協議会の設置の目的を達成するために教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から第2条の規定による報告の日までとする。

(委員の責務)

第5条 委員は、職務の遂行上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 協議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、別府市教育部学校教育課において処理し、必要に応じて、別府市教育部教育政策課がその補佐を行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月27日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は第2条の規定による報告の日限り、その効力を失う。

(制定理由)

別府市就学前の子どもに関する教育等協議会の設置につき必要な事項を定めるため、要綱を制定しようとするものである。